するための教育，また，個人によって個性・能力・進路や，家庭状況などの社会的環境等が異なることを踏まえた教育の内容・方法や学習の場・時期の設定，さらには，地域によって経済・財政・文化等の状況が異なることを踏まえた教育条件の整備が一層重要となる。具体的方策の展開に当たっては，このことを大前提としつつ，以下の②～④の視点を重視することとする。

②生涯学習社会の実現に向けた「縦」の接続

○　多様性を基調とする「自立」「協働」「創造」を前提とした生涯学習社会の実現に向けては，各学校段階・年齢段階ごとの教育を独立した別個の存在として考えるのではなく，Ⅲに記載した四つの基本的方向性を基軸とした連続性の中で捉え，各関係者が互いに連携しながら，それぞれの機能・役割をしっかりと果たしていくことが求められる。

○　このため，家庭教育と幼児教育，各学校間，さらには学校教育と職業生活等の円滑な接続に十分意を用い，教育体系の多様化を含め，地域・学校の実情に柔軟に対応した教育を可能とする環境整備などを図っていくことが必要である。

また，親の学びを応援する観点や退職後の学習機会の確保の観点からも，例えば，子育て世代にとっては家庭教育に関する学習が，高齢者にとっては高齢期の生活を安心で充実したものとするための学習が重要となるように，ライフステージに応じた学習機会の確保が必要になることから，学習者の特性に応じた学習システムを体系的に整備していくことが重要である。

○　このように，個人の発達段階やその時々に置かれている状況等を踏まえつつ，誰もが若年期から高齢期まで生涯を通じて，自らに適した手段や方法を選択しながら質の高い教育や学習に取り組み，必要とする知識・技術を習得できる社会の実現を目指す必要がある。

③各セクターの役割分担を踏まえた社会全体の「横」の連携・協働

○　社会生活の最も重要な基盤であり他者との協働の場である地域などコミュニティにおける教育，様々な学習ニーズに対応するために，民間事業者，ＮＰＯ等が持つ自由で創意工夫ある教育サービス，企業の教育面におけるＣＳＲ活動[11]など，民間セクターの役割がますます重要となる。このため，国としてもそのような自律的な活動を支援することとする。

○　一方，国民一般を対象とする基礎教育や高度の知識能力の養成など，市場メカニズムに委ねては必ずしも十分な教育機会を得られないおそれがある等の公共的な要請の強い教育については，基本的には公教育としての学校教育や社会教育施設における教育等が担うものであり，国としても一層の機能強化を促進することとする。

○　総じて言えば，国・地方公共団体のみならず，学校，保護者，地域住民，企業など社会の構成員全てが教育の当事者であり，それぞれの立場において連携・協力し，社会全体の教育力を強化するための環境を整備することが必要である。

---

*11＜ＣＳＲ＞
Corporate Social Responsibility の略。「企業の社会的責任」と訳される。一般的に，法令遵守，消費者保護，環境保護，労働，人権尊重，地域貢献など純粋に財務的な活動以外の分野において，企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組をいう。

○　その際，個々人の様々なニーズに応じた多様な取組を進めるため，ネットワークの構築やマネジメントの強化など，必要な環境整備を図ることが重要である。

（行政の役割）

○　以上を踏まえた行政の役割としては，以下のとおりである。

・教育の機会均等や教育水準の向上に向けた諸制度の整備，財政支援等
・学校や社会教育施設における教育など行政自らによる学習機会の提供，その機能強化
・教育統計の整備・充実，教育に関する情報の収集・分析・発信，教育内容・手法の開発・普及等
・多様な学習成果の社会的通用性の向上
・行政と民間各層との連携・協働を図るコーディネート，ネットワーク構築
・社会全般にわたる教育に係る普及啓発，考え方の共有に向けた環境整備
など

（他の政策分野との連携）

○　また，教育政策は様々な他の政策分野と密接に関連するものであって，Ⅰ（２）に掲げた様々な社会的課題についても，教育政策のみで解決できるものは少なく，むしろ，教育政策はこれらの課題解決の基盤として重要な役割を担うものであると考えられる。このことから，各政策分野間の相互の整合性も図りつつ，国においても関係府省が一体となって展開していくことが重要である。

なお，関連する政策としては，例えば，以下のものが考えられる。

・子ども・若者政策（青少年の健全育成の関連など）
・高齢者・障害者福祉政策（高齢者・障害者の生きがいづくりや社会保障の関連など）
・環境政策（環境保全に関する理解増進の関連など）
・消費者政策（自立した消費者育成の関連など）
・租税政策（租税に関する理解増進の関連など）
・労働政策（学校・職業生活間の接続の関連など）
・産業政策（新しい産業を担う人材養成の関連など）
・科学技術・学術政策（大学等における教育研究の関連など）
・地域防災政策（学校等を中心とした地域防災拠点形成の関連など）
・まちづくり政策（学校・公民館等を中心とした地域づくりの関連など）

④教育現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

○　教育行政を推進するに当たっては，全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上などを図りつつ，各地域において異なる実情やニーズに応じて最適な対応がなされるよう，教育現場における主体性を引き出し，創意工夫を一層促すための環境を整備することが重要である。

○　このため，本計画においては，

（ⅰ）国はナショナルスタンダードとして明確な戦略目標を示し基盤整備を行う

（ⅱ）教育の実施はできる限り，学校など教育施設，設置者である市町村等に委ねるとともに，地域の多様な人材も教育活動に関与できるようにする。ただし，市町村等の規模などにより，その役割を十分に果たすこと